

『新・逐条解説 資金決済法』の訂正

本書（第1刷）において誤りがございましたので、下記のように訂正いたします。
ご不便をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

【本編】

(1) 349頁 66条2項2号の文言；

- ・「第58条」を「第56条」とする。
- ・「第38条」を「第37条」とする。
- ・「第84条」を「第82条」とする。
- ・「第66条」を「第64条」とする。

(2) 350頁 66条2項4号ホの文言；

- ・「第84条」を「第82条」とする。
- ・「第66条」を「第64条」とする。

【資料編】

(1) 171頁 資金移動府令11条第4項の文言；

- ・柱書中1行目「資金移動業は」を「資金移動業者は」とする。
- ・1号中1行目「資金移動業が」を「資金移動業者が」とする
- ・2号中1行目「資金移動業が」を「資金移動業者が」とする。

(2) 175頁 資金移動府令14条の2の見出し；

- ・「(発行保証金保全契約の内容)」を「(履行保証金保全契約の内容)」とする。

(3) 213頁 資金移動府令33条1項6号の文言；

- ・6号中5行目「同号に定める額び記録」を「同号に定める額の記録」とする。

以上